

鳴沢村の人事行政の運営等の状況について

鳴沢村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成 17 年条例第 9 号)の規定に基づき、令和 5 年度における鳴沢村人事行政の運営等の状況について次のとおり公表します。

なお、職員数等は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者などを含みますが、各種、国県等の人事・給与資料と数値を合わせるため臨時又は非常勤職員を除くこととします。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況(令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日)

(1)職員の採用状況

職種区分	採用者数
一般行政職 (専門職)	1
保育士職	1
合計	2

(2)職員数 (令和 5 年 4 月 1 日)

職員数	53
-----	----

(3)離職の状況

区分	退 職					合計
	定年	勸奨	普通	死亡	その他	
一般行政	0	0	1	0	0	1
教 育	0	0	0	0	0	0
特別会計	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	1	0	0	1

2. 職員の給与の状況

(1)人件費の状況(令和 4 年度普通会計決算)

歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
2,272,771 千円	493,365 千円	21.71 %

(2)職員給与費の状況(令和 4 年度普通会計決算)

職員数(人) (A)	職員給与費				1 人当たり給与費 (B) / (A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
47人	164,948 千円	29,471 千円	63,309 千円	257,728 千円	5,484 千円

(注) 職員手当には、退職手当は含みません。

(3)職員の平均給料月額及び平均年齢の状況(令和 5 年 4 月 1 日現在)

一般行政職	大学卒初任給	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳴沢村	185,200 円	298,500 円	346,500 円	41.6歳
山梨県	193,173 円	327,390 円	406,971 円	43.0歳
国	185,200 円	322,487 円	-	42.4歳

(4)初任給の状況 (令和 5 年 4 月 1 日現在)

区 分		鳴沢村	山梨県	国
一般行政職	大学卒	185,200 円	193,173 円	185,200 円
	高校卒	154,600 円	160,091 円	154,600 円
技能労務職	高校卒	153,300 円	162,711 円	—
	中学卒	143,800 円	144,878 円	—
看護保健職	大学卒	213,200 円	—	—

(5)経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和 5 年 4 月 1 日現在)

区分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	272,100 円	325,100 円	372,400 円	393,400 円
	高校卒	—	—	315,400 円	—

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
標準的な職務内容	主 事	主 任	主 査	主 幹 課長補佐	課長 会計管理者	総務課長	
職員数	5 人	12 人	10 人	10 人	6 人	1 人	44 人
構成比	11.4%	27.3%	22.7%	22.7%	13.6%	2.3%	100%

※鳴沢村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

(6)昇給への勤務成績の反映状況

令和 5 年度の人事評価の結果を令和 6 年度の昇給に反映させていく。

(7)期末手当・勤勉手当の状況

鳴沢村	山梨県	国
(令和4年度支給割合) 期 末 手 当 2.40 月分(1.35)月分 勤 勉 手 当 2.00 月分(0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期 末 手 当 2.40 月分(1.35)月分 勤 勉 手 当 2.00 月分(0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期 末 手 当 2.40 月分(1.35)月分 勤 勉 手 当 2.00 月分(0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級数による加算措置 ・役職加算 5 ～ 15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級数による加算措置 ・役職加算 5 ～ 20% ・管理職加算 10 ～ 25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級数による加算措置 ・役職加算 5 ～ 20% ・管理職加算 10 ～ 25%

(注) () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

(8)退職手当の状況(令和5年4月1日現在)

区分	鳴沢村		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.7090 月分	47.709 月分	47.7090 月分	47.709 月分

(9)地域手当

支給実績（令和4年度決算）	196千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	196千円
支給実績（令和3年度決算）	191千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	191千円

※鳴沢村は地域手当対象外ですが、山梨県へ研修派遣している者に地域手当を支給しています。

(10) 特殊勤務手当該当なし

(11) 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	4,972千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	99千円
支給実績（令和3年度決算）	10,700千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	255千円

(12)その他の手当（令和5年4月1日現在）

区分	支給内容
扶養手当	(1) 配偶者 6,500 円 (2) 配偶者以外の扶養親族 扶養親族たる子 10,000 円 扶養親族たる父母等 6,500 円 (3) 満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子がいる場合 1 人につき加算 5,000 円
住居手当	借家等に居住する職員に支給 借家・借間居住職員に対して家賃の額に応じて最高 28,000 円／月まで
通勤手当	(1)交通機関等を利用して通勤する場合、最高月額 55,000 円 (2)自動車等で通勤する場合(片道 2km 以上の通勤者)距離に応じて月額 2,000 円～31,600 円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員のうち、その職務の特殊性に基づき定められた職にある者に支給。職名・職務級の区分に応じ月額35,000円～62,300円
管理職特別勤務手当	週休日または休日等に勤務した管理職手当の支給を受ける職員に支給 勤務一回につき3,000円～15,000円
宿日直手当	1 回 4,400 円
寒冷地手当	世帯主である職員：扶養親族の有無に応じ 10,200 円～17,800 円(5 ヶ月間) その他の職員：7,360円

(13)特別職の給与等の状況

区分		給与月額・報酬月額（円）	期末手当支給割合（月分）
給料	村長	576,000	6 月期 1.475 12 月期 1.625 計 3.10
	副村長	490,000	6 月期 1.475 12 月期 1.625 計 3.10
	教育長	450,000	6 月期 1.475 12 月期 1.625 計 3.10
報酬	議長	180,000	6 月期 1.60 12 月期 1.75 計 3.35
	副議長	158,000	6 月期 1.60 12 月期 1.75 計 3.35
	議員	150,000	6 月期 1.60 12 月期 1.75 計 3.35

3. 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間の状況

勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
7 時間 45 分	8 時 30 分	17 時 15 分	12 時～13 時

(2) 年次有給休暇の使用状況

令和 5 年 1 月 1 日～令和 5 年 12 月 31 日までの平均取得日数 14.2 日

(3) 休暇の導入状況（令和 5 年 4 月 1 日）

年次有給休暇	1 暦年毎に 20 日年、20 日を超えない範囲内の残日数を繰り越すことができる。
傷病休暇	負傷または疾病のため療養する必要がある場合、必要と認められる期間。
特別休暇 (主なもの)	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に与えられる。 (骨髄提供、ボランティア、結婚、産前・産後、子の看護、配偶者の出産、忌引、夏季、生理休暇など)
介護休暇	職員が配偶者、父母等を介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる。

(4) 育児休業及び部分級業の取得者数（令和 5 年度）

区分	育児休業	部分休業
男性職員	0	0
女性職員	—	—
計	—	—

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数（令和 5 年度）

処分の内容		処分者数(人)
分限処分	免職	0
	降任	0
	休職	0
	降給	0

※分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができないなど、一定の事由がある場合に、免職や休職などの処分を行うことです。

(2) 懲戒処分者数（令和 5 年度）

処分の内容		処分者数（人）
懲戒処分	免職	0
	停職	0
	減給	0
	戒告	0

5. 職員の職務の状況

服務規律遵守のための取組

- ・職員は、全体の奉仕者として地方公務員法及び鳴沢村職員服務規程により、守らなければならない義務が定められており、高い倫理性をもって責務の遂行に努めて参ります。

6. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の概要（主なもの）

研修の受講状況（市町村職員研修所）

内 容	受講者数
人事評価 評価者研修	2
地域力向上研究研修	1
「伝える」ではない「伝える」話し方研修	1
法人住民税研修	1
土木講座05 道路舗装研修	2
土木講座06 橋梁補修研修	1
メンタルヘルス研修	1
管理者の役割研修	1
女性リーダーシップ研修	1
リーダーの役割と実践研修	1
システム標準化と業務共通化研修（OL）	1
採用職員新任研修（6 カリキュラム）	2

勤務成績の評定

令和4年度の人事評価の結果を令和5年度の勤勉手当に反映させた。

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断

毎年1回、春に健康診断を実施し、職員の健康管理に努める。対象者は全職員で令和5年度は23名が受診しました。

また、希望により、人間ドックを医療機関で受診することもでき、費用の7割を共済組合が負担します。令和5年度は28名が受診しました。

(2) 災害補償

地方公務員が公務上の災害や通勤による災害にあった場合補償します。

令和5年度は認定件数1件です。

利益保護の状況

- ・勤務条件に関する措置の要求の状況 なし
- ・不利益署分に関する不服申立の状況 なし